

佐世保市医療機関等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー等物価高騰の影響に伴い、国の「電気・ガス・食料品等価格高騰対策」を受けて実施するものとして、佐世保市内の医療機関等（以下「機関等」という。）に対し、電気代及びガス代の価格上昇相当分について、市の予算の範囲内において補助するため、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる機関等は、補助金交付申請日時点で事業を継続中でありかつその施設又は事業所の運営に要する経費の支払実績を有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（以下「診療所」という。）
- (3) 医療法第2条に規定する助産所
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）及びその他関係法令の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている保険薬局に限る。）
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の規定により届出された施術所
- (6) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この補助金の交付対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が開設、運営又は出資する機関等（ただし、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関等を除く。）
- (2) 保険診療及び保険施術の取扱いがない（保険外診療及び保険外施術のみを取り扱う）機関等
- (3) 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定するものをいう。）内診療所、企業内診療所等の原則として特定の者を対象とする機関等
- (4) 患者宅等への出張を専業とする機関等

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、機関等が負担する令和4年4月から12月までの電気代及びガス代に要する経費とする。

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表1に掲げる種別及び区分に基づき、同表に定める補助金交付額の算定式により算定する。

2 前項の規定において、補助金の算定における病院及び診療所の病床数は、補助金交付申請日時点の病床数とし、休床中の病床は含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を申請しようとする機関等(以下「申請機関等」という。)は、佐世保市医療機関等支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 佐世保市医療機関等支援事業補助金補助対象施設要件確認書(様式第2号)
- (2) 佐世保市医療機関等支援事業補助金所要額計算書(様式第3号)
- (3) 補助額の算定に必要な経費の支出の事実を確認できる領収書等の書類
- (4) この補助金の振込先口座が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助金の交付の対象となる機関等のうち複数のものを同一施設内において併設し、電気代及びガス代の負担額が不可分なものについては、代表する1つの機関等により申請を行うものとする。

(交付の決定及び補助金の支払)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、佐世保市医療機関等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金の不交付を決定したときは、佐世保市医療機関等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請機関等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定した日から30日以内に申請機関等に補助金を支払うものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(2) 補助金の交付対象となった機関等を廃止又は休止する場合には、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(手続の省略等)

第8条 規則第19条の規定により、規則第3条及び規則第14条並びに規則第6条及び規則第12条に係る手続きを併合し、規則第11条に係る手続きを省略する。

(検査)

第9条 市長は、交付した補助金の適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、関係書類の提出を求め検査を行うことができる。

(交付の停止等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付を停止し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けようとするとき又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、佐世保市医療機関等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、佐世保市医療機関等支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により交付決定者に返還を命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12条 交付決定者は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の額について、市への返還が必要であると認めたときは、交付決定者に対し、その額を請求するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定はなお効力を有する。

別表1 (第4条関係)

種別	区分	補助対象経費	補助金交付額の算定式
病院及び病床数が5床以上の診療所	令和4年4月30日以前に開設した機関等	電気代（地方独立行政法人の機関等を除く）	補助単価 30,000 円×病床数×補助率 1/2×9カ月/12カ月
		電気代（地方独立行政法人の機関等に限る）	補助単価 30,000 円×病床数×補助率 10/10×9カ月/12カ月
		ガス代	補助単価 11,000 円×病床数×補助率 10/10×9カ月/12カ月
	令和4年5月1日以降に開設した機関等	電気代	補助単価 30,000 円×病床数×補助率 1/2×令和4年12月までの営業月数 /12カ月
		ガス代	補助単価 11,000 円×病床数×補助率 10/10×令和4年12月までの営業月数 /12カ月
	病院及び病床数が5床以上の診療所以外の機関等	令和3年4月1日以前に開設した機関等	電気代（地方独立行政法人の機関等を除く。）
電気代（地方独立行政法人の機関等に限る。）			令和3年4月から令和4年3月までに機関等が負担した電気代の実績額×物価上昇率（18.6%）×補助率 10/10×9カ月/12カ月
ガス代			令和3年4月から令和4年3月までに

			機関等が負担したガス代の実績額×物価上昇率（17.0%）×補助率 10/10×9 カ月/12 カ月
令和3年4月2日から令和4年3月31日までに開設した機関等	電気代		開設した月から令和4年3月までに機関等が負担した電気代の実績額を12カ月分に換算した額×物価上昇率（18.6%）×補助率 1/2×9 カ月/12 カ月
	ガス代		開設した月から令和4年3月までに機関等が負担したガス代の実績額を12カ月分に換算した額×物価上昇率（17.0%）×補助率 10/10×9 カ月/12 カ月
令和4年4月1日以降に開設した機関等	電気代		開設した月から補助金交付申請日の前月までの機関等が負担した電気代の実績額/開設した月から申請日の前月までの月数×開設した月から令和4年12月までの月数×物価上昇影響率（18.6%/118.6%）×補助率 1/2
	ガス代		開設した月から補助金交付申請日の前月までの機関等が負担したガス代の実績額/開設した月から申請日の前月までの月数×開設した月から令和4年12月までの月数×物価上昇影響率（17.0%/117.0%）×補助率 10/10

備考

- 1 病院及び病床数が5床以上の診療所以外の機関等の電気代及びガス代の補助金交付額の算定において、令和3年4月2日以降に開設した機関等の開設日が月の途中である場合の開設した月の実績額は、当該月の電気代及びガス代の日割りの実績額を30日分に換算した額とする。
- 2 電気代及びガス代の補助金交付額の算定において、その補助対象経費ごとの算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。